

令和5年度

宇佐市農業委員会
第11回(2月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第11回定例総会会議録

令和6年3月5日（火）午前9時30分より宇佐市役所23会議室において会長が第11回（2月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

2番 安倍 隆司 委員	3番 西 時行 委員	4番 久保 公志郎 委員
5番 永松 徳章 委員	6番 安部 仲雄 委員	7番 萩原 久邦 委員
8番 久保田 昭廣 委員	9番 安部 正博 委員	12番 河野 一雄 委員
13番 永岡 卓巳 委員	14番 丹生 猛 委員	17番 池田 雅彦 委員
18番 安藤 宝太 委員	19番 阿部 善浩 委員	

欠席委員

10番 川谷 正一 委員	11番 佐藤 俊徳 委員	15番 塚崎 正和 委員
--------------	--------------	--------------

事務局

石川事務局長、山末次長兼農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係小林副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第66号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第67号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案	第68号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第69号	非農地証明願について
	議案	第70号	(旧)農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第71号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
	報告	第33号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第34号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について

事務局 長 みなさん、おはようございます。早いものでもう3月となりましたが、これまでいつも定刻より早いご参集、ご協力いただきまして、本当にありがとうございます。（あいさつ）

それでは、ただ今から令和5年度第11回2月の定例総会を開会いたします。

10番 川谷 正一 委員、11番 佐藤 俊徳 委員、15番 塚崎 正和 委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員は18名中15名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。（あいさつ）

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、8番 久保田 昭廣 委員、9番 安部 正博 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の小林副主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第66号を議題に供します。

なお、本議案は18番 安藤 宝太 委員にかかわる案件がございます。よって宇佐市農業委員会会議規則第26条の規定により議事参与が制限されますので、18番 安藤 宝太 委員は退席をお願いいたします。

（18番 安藤 委員退席）

議長 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。議案第66号3条許可申請は24件で、地区毎の内訳は、

長洲地区2件、8筆、6,696㎡、宇佐地区3件、4筆、6,673㎡、四日市地区9件、20筆、24,592㎡、安心院地区8件、11

筆、13,949㎡、院内地区2件、5筆、3,217㎡となっています。

2ページをお開きください。

議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

4ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲受人が借入農地を取得するものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が購入する宅地の隣接農地を取得するものです。

5ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が規模縮小をするため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

番号4と5は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が管理していた農地を取得するものです。

6ページをお開きください。

番号6と7は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

四日市地区 番号6【議案書番号四日市6朗読】

四日市地区 番号7【議案書番号四日市7朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が社会福祉事業に利用するため農地を取得するものです。

四日市地区 番号8【議案書番号四日市8朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

四日市地区 番号9【議案書番号四日市9朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲受人が購入する宅地の隣接農地を取得するものです。

安心院地区 番号3【議案書番号安心院3朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

安心院地区 番号4【議案書番号安心院4朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号5【議案書番号安心院5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号6【議案書番号安心院6朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

番号7と8は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

安心院地区 番号7【議案書番号安心院7朗読】

安心院地区 番号8【議案書番号安心院8朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

10ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

院内地区 番号2【議案書番号院内2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和6年3月1日午後1時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第66号について

長洲地区2件、宇佐地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしてい

るものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和6年3月1日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員6名中4名、農地利用最適化推進委員12名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第66号について

四日市地区9件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和6年2月28日午前10時より、院内支所 多目的ホールにおいて、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。

議案第66号について

安心院地区8件、院内地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

安 部 委 員 はい、6番安部です。確認ですが、議案書の譲受人・譲渡人の年齢の表記があるところとないところがあるんですが、違いはなんでしょうか。年齢表記する必要があるのか、それとも必要ないのか。

事 務 局 はい。年齢は、3条の申請書に書いていただくようになっています。議案書にはシステムの関係で宇佐市に住民票がある方は生年月日から自動的に年齢が表示されるようになっていますが、市外に住んでいる方は生年月日が分からないので表示されないようになっています。

年齢表記があった方が耕作者の方の年齢が分かるのでよいとは思いますが、この議案書がシステムから出てくる書類ですので、表示できない方がいます。

申請された方は、直接農地委員さんに調査書を持って行って話をしてもらいますので、年齢等の確認はできるかと思います。

安部委員 分かりました。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第66号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第66号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議事が終了しましたので、18番 安藤 宝太 委員に対する議事参与制限を解除いたします。

(18番 安藤委員 着席)

議長 次に、議案第67号を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第67号4条許可申請は2件で、
地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、222㎡、駅川地区1件、
1筆、479㎡となっています。

11ページをお開きください。

議案第67号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、
別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

12ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の
農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住
する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されること
から、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

13ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

転用目的は、駐車場への転用ですが、すでに令和5年5月頃から自宅と店舗の駐車場として利用しています。申請者からは、そのことについて深く反省する旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審議長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第67号について
長洲地区1件について、担当地区委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審議会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第67号について
駅川地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
- (質問、意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第67号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第67号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第68号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第68号 5条許可申請は11件となっています。
地区ごとの内訳は、長洲地区3件、5筆、4,320㎡、宇佐地区1件、1筆、644㎡、駅川地区3件、5筆、1,688㎡、四日市地区3件、5筆、2,348㎡、安心院地区1件、1筆、215㎡となっています。
- 14ページをお開きください。
議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。
令和6年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
15ページをお開きください。
長洲地区です。
長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】
売買による所有権移転です。
車両置場用地としての転用で、自社の車両置場を整備する計画です。
立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。
長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】
1年間の賃貸借権の設定です。
資材置場及び車両置場用地としての転用で、自社の資材置場と車両置場を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

長洲地区 番号3【議案書番号長洲3朗読】

1年間の賃貸借権の設定です。

資材置場及び車両置場用地としての転用で、自社の資材置場と車両置場を整備する計画です。

立地基準としては、申請に係る農地から300メートル以内に鉄道の駅が存することから、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

16ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

資材置場用地としての転用で、自社の資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

17ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、宅地分譲2区画を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

車両置場用地としての転用で、自社の車両置場を整備する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当す

ると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

18ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、賃貸住宅6棟を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

19ページをおご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

贈与による所有権移転です。

駐車場用地への転用で、自宅の駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第68号について

長洲地区3件、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第68号について

駅川地区3件、四日市地区3件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第68号について

安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

久保田地区審会長 はい。長洲・宇佐地区審議会で、長洲地区番号1・2につい

て、農業委員、農地最適化推進委員より意見がでましたので、許可相当ということで審議はしましたが、ご報告しておきます。

番号1・2はどちらも第1種農地なんですが、第1種農地をそんなに資材置場にしてよいのかという意見が出ました。

長洲番号1については、周辺に車両置場がたくさんあるのに本当に必要なのか、長洲2については、新しくできる道路沿いですが、本当に資材置場にしてよいのかということで質問があり審議をしました。

番号1については、事務局から申請者に改めて確認を取って調べてもらったところ、地主が管理できないので買ってほしいという要望もあって、車両置場を拡げたいと考えていた譲受人と合意がとれたので資材置場として利用するということでした。

番号2については、新しい道路の工事のための資材置場として必要ということであればよいのではないかとということで審議をしました。

やはり、第1種農地に対してここ最近資材置場というのが多いので、国の方でもそこについては注意をしているということを事務局から伺いましたので、宇佐市でも厳重に注意して見てほしいということで、地区審議会では許可相当でよいということで審議しましたので報告しておきます。

議 長 はい、ありがとうございます。今報告があったとおり、そういった点については審議を慎重にしなければいけないところですので、今後とも気を付けて審議をお願いします。

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第68号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第69号を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第69号非農地証明願は、19件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区5件、26筆、9,579㎡、駅川地区7件、9筆、13,468㎡、四日市地区2件、2筆、398㎡、安心院地区3件、38筆、32,057㎡、院内地区2件、2筆、618㎡となっています。

20ページをお開きください。

議案第69号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和6年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
21ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

平成19年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

昭和50年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

22ページをお開きください。

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】

平成16年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号4 【議案書番号長洲4朗読】

平成2年11月頃から道路として利用しているため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号5 【議案書番号長洲5朗読】

平成16年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

24ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

平成6年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

昭和55年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

昭和42年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号4 【議案書番号駅川4朗読】

昭和42年頃から道路として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号5 【議案書番号駅川5朗読】

昭和45年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号6 【議案書番号駅川6朗読】

昭和35年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号7 【議案書番号駅川7朗読】

平成4年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

26ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和35年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和59年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

27ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和58年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

平成15年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

30ページをお開きください。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

昭和48年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

31ページをご覧ください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

昭和50年7月から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】

昭和43年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第69号について

長洲地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第69号について

駅川地区7件、四日市地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第69号について

安心院地区3件、院内地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第69号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第69号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第70号を議題に供します。
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 32ページをお開きください。
議案第70号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和6年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
33ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、34ページ以降のようになっております。続きまして、51ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転集計表 朗読】

詳細につきましては、52ページ以降のようになっております。

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第70号について

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果

についてご報告します。

議案第70号について

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第70号について

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第70号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第70号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。
次に、議案第71号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 58ページをお開きください。
議案第71号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。

令和6年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
59ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積等促進計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、60ページ以降のようになっております。

先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用集積等促進計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第71号について
長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第71号について
四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第71号について

安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第71号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第71号は原案のとおり承認しました。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第33号から34号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。

議案書の75ページをお開きください。

報告第33号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和6年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は76ページからの15件がございました。

地区毎の内訳は、駅川地区3件、14筆、20,454㎡、四日市地区1件、4筆、807㎡、安心院地区9件、45筆、37,894㎡、院内地区2件、3筆、4,537㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

85ページをお開きください。

報告第34号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和6年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は86ページからの43件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区13件、32筆、42,650㎡、宇佐地

区2件、3筆、5,758㎡、駅川地区2件、8筆、12,136㎡、四日市地区17件、38筆、51,636㎡、安心院地区5件、13筆、12,628㎡、院内地区4件、12筆、22,569㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 　ただ今の報告第33号から34号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長 　よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局 　来月3月の令和5年度第12回定例総会は、3月29日金曜日、午前9時30分から本庁2階25・26会議室で行う予定にしておりますので、よろしくをお願いします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 　それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第11回定例総会を閉会いたします。

午前10時38分閉会

以上会議の次第を記録し事実相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和6年3月5日

議 長 菅 原 維 範 ⑩

署名委員 久 保 田 昭 廣 ⑩

署名委員 安 部 正 博 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。